

○退職勧奨の記録に関する規則

平成5年6月23日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、市町村職員退職手当支給条例（昭和34年岩手県市町村総合事務組合条例第4号。以下「条例」という。）第6条の3の規定により、勧奨を受けて退職した者に係る当該勧奨の記録に関し必要な事項を定めるものとする。

(作成者)

第2条 条例第6条の3に規定する勧奨（以下「退職勧奨」という。）の記録は、任命権者又は任命権者から退職勧奨を行うことの指示を受けた者（以下「任命権者等」という。）が退職勧奨記録（別記様式）により作成するものとする。

2 退職勧奨の記録には、職員が提出した辞職の申出の書面の写しを添付するものとする。

(保管)

第3条 退職勧奨の記録は、任命権者等が保管するものとする。

附 則

この規則は、平成5年7月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

退職勸奨記録

氏名	(男・女)	生年月日	年 月 日生 (歳)
職名		採用年月日	年 月 日
		退職年月日	年 月 日
給料月額	円 (職 級 号給)	勤続期間	年 月
退職勸奨 年 月 日	年 月 日	職員の応諾 年 月 日	年 月 日
退職勸奨の理由			
参考事項			
作成者の職名、氏名及び印		⑩	